

市川市霊園 一般墓地随時募集申込案内

(先着順で申し込みを受け付けております。)



◎申込書受付期間

○先着順で、提供できる数に達する日まで

◎申込方法および受付場所

○市川市霊園管理事務所で受付しますので、申込書に必要事項をご記入のうえ、ご持参ください。

◎使用許可

○申し込みをした方は、必要書類を揃え書類審査を受けていただきます。その書類審査に合格となり、市が指定する期日までに墓地使用料を納入した方へ使用許可証の交付をします。

○使用許可を受ける区画は、受付順に決定します。

市川市霊園では、ご親族の方がお亡くなりになり、早期に墓地を必要とされる方や他の霊園に墓地をお持ちの方で市川市霊園をご希望される方など、このような市民の皆様に対し、(2.5平方メートル、4平方メートル、6平方メートル、12平方メートル)いずれの普通墓地について、年間を通じて受付をしております。

また、市川市霊園についてのご相談も、随時おこなっておりますのでお気軽にお問い合わせください。

**※芝生墓地【1.5㎡、2.5㎡、4.0㎡】の募集は、毎年10月中旬頃を予定
しています。**

申込書受付および書類審査等お問い合わせ先

市川市霊園管理事務所

住所：市川市大野町4丁目2481番地

電話：047-337-5696 (直通)

市川市霊園 一般墓地使用者応募要件

1. 申込資格（下記の①から④まで、全てを満たす方）

- ①使用申込日の時点で市川市に住民登録をして1年を経過し、引き続き居住している方。
- ②現に遺骨を所持している方。
- ③市が指定する書類が提出できる方。
- ④申込者は、遺骨の祭祀を主宰する世帯主または戸籍の筆頭者もしくはその配偶者であること。
その他、2親等以内の血族もしくは姻族、または養父、養母、養子のうちいずれかの関係があること。

2. 募集区画

区分	申込形態	面積	墓地使用料	年間管理料（税込）
①新規普通墓地	埋蔵・改葬	2.5㎡	832,500円	2,830円
②返還普通墓地	埋蔵・改葬	4.0㎡	1,198,800円	4,530円
③返還普通墓地	埋蔵・改葬	6.0㎡	1,798,200円	6,790円
④返還普通墓地	埋蔵・改葬	12.0㎡	3,596,400円	13,590円

※受付は先着順となり、提供できる区画が無くなり次第受付を終了します。

3. 使用許可

- ①市が指定した書類を提出し書類審査に合格した後、市が指定する期日までに墓地使用料を納入した方に使用許可をします。
- ②使用許可される区画の位置は、書類審査合格順に決定します。

4. 霊園管理料（年間管理料）

使用許可日から当該年度の3月までの月割り分の霊園管理料を納入していただきます。

5. 申込受付および書類審査

- ①申込受付および書類審査は、市川市霊園管理事務所で行います。
- ②受付および審査は、提供できる区画が無くなるまで毎日受付いたします。（年末年始を除く）
- ③受付時間は、午前9時00分から午後4時00分までとなります。

問い合わせは「市川市霊園管理事務所」まで
住所：市川市大野町4丁目2481番地
電話：047-337-5696（直通）

申し込みから使用開始までの手順

(1) 一般墓地申込	<p>次の書類等を <u>市川市霊園管理事務所</u>へ提出してください。</p> <p>◎「一般墓地使用申込書」</p> <p>申込者のお名前及び使用を希望する墓地等を記入してください</p>
↓	
(2) 資格(書類)審査	<p>◎墓地使用許可申請書及び関係書類(P3~6参照)を提出していただきます。</p> <p>なお、(1)と(2)を同時に提出していただいても結構です。</p> <p>資格審査で、申込資格がないことが判明した場合、及び必要書類が提出できない場合は、一般墓地の使用許可は受けられません。</p>
↓	
(3) 使用料の納付	<p>◎納入通知書に記載された納付期限までに、市川市に本・支店がある金融機関で納付してください。</p> <p>墓地使用料の領収書は、一般墓地使用許可証の交付の際に必要となりますので、大切に保管してください。</p> <p>※なお、霊園管理料納付書は一般墓地使用許可証の交付後に郵送します。</p>
↓	
(4) 使用許可証の交付	<p>◎墓地使用料を納付された方に「一般墓地使用許可証」を交付します。</p> <p>時 間：午前9時00分から午後4時まで</p> <p>場 所：市川市霊園管理事務所</p>
↓	
(5) 墓地の使用開始	<p>「使用許可証」が交付された後 使用開始となります。</p> <p>その後、使用者の方が <u>石材店と相談し</u>、墓石の建立後 納骨となります。</p>

資格（書類）審査

1. 資格審査に必要な書類

- (1) 申し込み案内書の封筒に同封されていた使用許可申請書および承諾書。
 - (2) 住民票（提出日より3ヶ月以内に交付されたもの）
 - ア. **世帯全員が記載されたもので、本籍（外国籍の方は国籍）・続柄が記載されているもの。**
 - (3) 申請者が遺骨の祭祀を主宰する者であることを証する書類（いずれか1つ）
 - ア. 葬儀の時の会葬礼状。
 - イ. 市川市霊堂を使用している方は霊堂使用許可証。
 - ウ. 上記のア. イ. に該当しない場合は、遺骨に関わる者全員の同意書。
 - (4) 戸籍（除籍）謄本
 - ア. 死亡者の死亡記載があり、かつ、死亡者と申込者の続柄のわかるもの。
 - イ. (3) ウ. で同意書を提出する場合は、その同意をした方全員と申込者との続柄が確認できる戸籍（除籍）謄本。（同意を得るべき方が死亡等の場合、それを確認できるもの）
 - * 提出する戸籍（除籍）謄本等が不明な場合は、お問い合わせください。
 - (5) 遺骨の証明（申込形態で必要書類が異なります。）
 - ア. 埋蔵の場合：「埋（火）葬許可証」又は「市川市霊堂使用許可証」の**原本**。
 - イ. 改葬の場合：「埋蔵証明書」または「収蔵証明書」の**原本**。
 - ※ 原本証明を行いますので必ず原本をお持ちください。原本はコピー後お返しします。
- ※ 妊娠後4ヶ月（12週）以上で死亡した胎児のご遺骨で申し込んだ方は、戸籍謄本に死亡者の記載がありませんので、代わりに、「母子手帳」、「病院等の証明」、「火葬済証明書」のいずれかが必要になります。

市川市霊園の霊堂に収蔵している方が申込まれる場合は「市川市霊園霊堂使用許可証」提出が必要となります。

霊堂収蔵時に関係書類が審査済により、住民票・戸籍（除籍）謄本及び同意書等は、霊堂申請時に提出されておりますことから、資格（書類）審査の際には必要ありません（4ページの「※4」を参照。）

霊堂申請時に提出した戸籍謄本（除籍）及び住民票等に異動があった場合は、ご提出願います。

なお、霊堂申請者と一般墓地の申請者が異なる場合は、霊堂申請者の同意書が必要となります。

資格審査の際に提出する書類 【参考】

◎共通【下記1～4、7、8】（市川市霊堂の使用許可を受けている方は下記※4を参照）

- 1 使用許可申請書（申込案内と一緒にお渡しします。）
- 2 承諾書（申請者）（申込案内と一緒にお渡しします。）
- 3 申請者の住民票 ⇒ 本籍・続柄が記載されている、申請者の世帯全員の住民票。
- 4 戸籍（除籍）謄本 ⇒ 申請時の遺骨の方の死亡記載のあるもの。
- 5 除籍謄本等 ⇒ 下記※1または※2を参照
- 6 同意書 ⇒ 遺骨の方に対して相続にかかわる者一人につき1通（相続対象者）
ただし、通夜および告別式の際に会葬者へ出した会葬礼状で申込者が喪主となっている場合のみ、この同意書を省略することができる。
- 7 埋火葬許可証 ⇒ 埋蔵されていない遺骨で申請する場合。（改葬で申し込む場合は、下記※3参照）
- 8 印鑑 ⇒ 申請者の認印（シャチハタ印は不可）

※1 改製原戸籍：法改正等で地方公共団体が新しい戸籍を作成した場合に出来る一つ前の戸籍。

※2 除籍謄本：市町村の違う所へ本籍地を移した（転籍）場合、その転籍前の戸籍。
：戸籍に記載されていた方全員が除籍された場合に交付される戸籍。

※3 改葬枠で申込みをした場合は、上記7の埋火葬許可証の代わりに遺骨の管理者が発行する「埋蔵証明書」または「収蔵証明書」を提出する。
【提出する書類は、1～6、8＋埋蔵（収蔵）証明書】

※4 墓地使用申込者が市川市霊堂の使用申請者と同一人で、霊堂使用許可時の状況（住所等）に変更が無い場合は、上記3～7を省略し霊堂使用許可証を提出する。
【1、2、8＋霊堂使用許可証】

◎戸籍謄本（除籍謄本、改製原戸籍）および同意書の範囲

○申請者が配偶者の場合

①戸籍謄本（除籍謄本、改製原戸籍）の範囲

- 1) 1通に家族全員が記載されているもの。（除籍された方を含む）
（婚姻等により既に除籍されて戸籍謄本に記載のない方がいる場合は、家族全員が記載された除籍謄本又は改製原戸籍を取ってください。）
- 2) 配偶者が喪主となっている会葬礼状（通夜、告別式で出したもの）がある場合は、夫婦であることが確認できる戸籍謄本。（家族全員が記載されていなくても良い。）

②同意者の範囲

- 1) 成人している子供全員（結婚をしている子供も必要）
- 2) 配偶者が喪主となっている会葬礼状がある場合は同意書は不要。

※同意書を必要とする方が既に死亡している場合は、その方の死亡記載のある戸籍謄本又は除籍謄本が必要となります。

○申請者が子供の場合

①戸籍謄本（除籍謄本、改製原戸籍）の範囲

- 1) 1通の戸籍に申請者の両親および兄弟姉妹全員が記載されているもの。
（婚姻等により既に除籍され戸籍謄本に家族全員が記載されていない場合は、家族全員が記載された除籍謄本又は改製原戸籍が必要となります。）
- 2) 申請者が喪主となっている会葬礼状がある場合は、死亡者と申請者が親子であることが分る戸籍謄本。（家族全員が記載されていなくても良い。）

②同意者の範囲

- 1) 申請者の成人している兄弟姉妹全員（結婚をしている兄弟姉妹も必要）
- 2) 申請者が喪主となっている会葬礼状がある場合は同意書は不要。

※同意書を必要とする方が既に死亡している場合は、その方の死亡記載のある戸籍謄本又は除籍謄本が必要となります。

○申請者が兄弟姉妹の場合

①戸籍謄本（除籍謄本、改製原戸籍）の範囲

- 1) 1通の戸籍に申請者の両親および兄弟姉妹全員が記載されているもの。
（婚姻や死亡等により既に除籍され戸籍謄本に家族全員が記載されていない場合は、家族全員が記載された除籍謄本又は改製原戸籍が必要となります。）
- 2) 両親および兄弟姉妹に死亡した者がいる場合、その者の死亡記載のある戸籍又は除籍謄本
- 3) 死亡者の家族全員が記載されている戸籍（除籍または改製原戸籍）謄本
- 4) 申請者が喪主となっている会葬礼状がある場合は、死亡者と申請者が兄弟姉妹であることが分る戸籍謄本。（家族全員が記載されていなくても良い。）

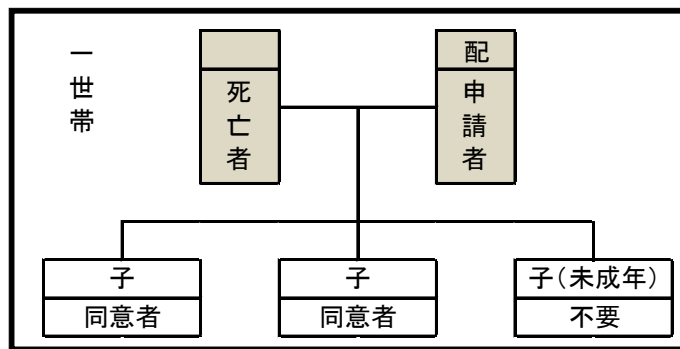
②同意者の範囲

- 1) 申請者の両親および成人している兄弟姉妹全員（結婚をしている兄弟姉妹も必要）
- 2) 死亡者の配偶者および成人している子供全員（結婚している子供も必要）
- 3) 申請者が喪主となっている会葬礼状がある場合は同意書は不要。

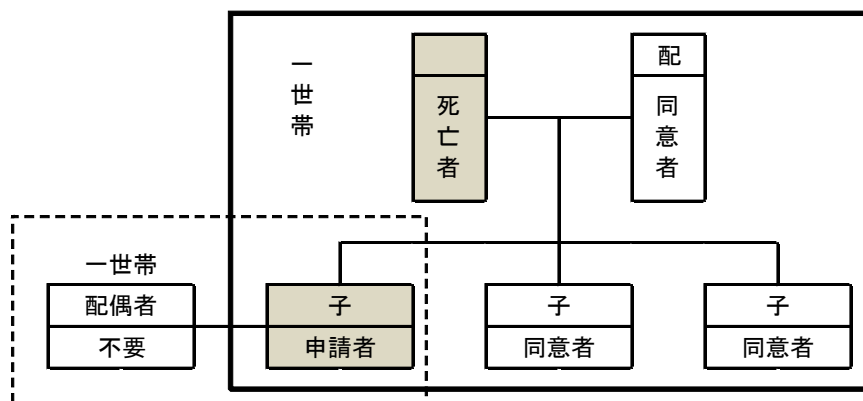
※同意書を必要とする方が既に死亡している場合は、その方の死亡記載のある戸籍謄本又は除籍謄本が必要となります。

使用申請にかかる戸籍および同意者の範囲（太線で囲まれた戸籍等が必要となります。）

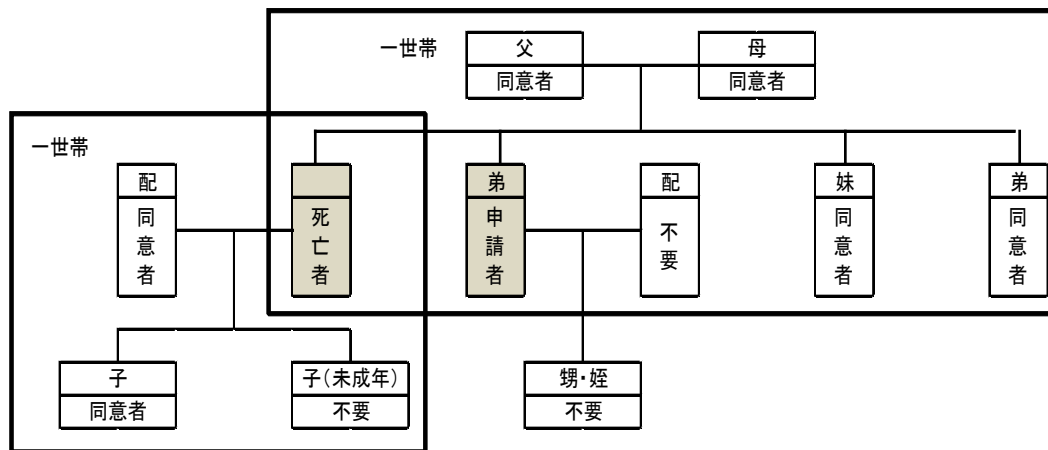
○申請者が配偶者の場合



○申請者が子供の場合



○申請者が兄弟姉妹の場合



○ご不明な点や前記参考が無い場合などは

【市川市霊園管理事務所】までお問い合わせください。

電話 047-337-5696 (直通)

一般墓地使用に関する注意事項

1. 霊園使用許可証は、今後、墓碑等の工事や遺骨の埋蔵等、すべての一般墓地の手続きにおいて必要となりますので、大切に保管すること。
2. 使用許可日から3年以内に遺骨を納骨すること。
3. 墓石の大きさ等については、墓地工事規格の基準に従うこと。
(工事基準については、霊園管理事務所にお問い合わせください。)
4. 原則として、墓碑の家名は使用者以外の姓を刻まないこと。
5. 霊園管理料は、毎年4月中旬に霊園管理事務所から発送する「納入通知書」で4月末日までに納めること。
なお、管理料は今後、変更される場合があります。
6. その他、市川市霊園の設置及び管理に関する条例および同条例施行規則の規定並びにこれらに基づく命令、指示、指導等に従うこと。

☆ 墓石工事に関しては、市川市では石材店の規定はしておりません。

◆ 収蔵(埋蔵)証明書の記載例(改葬のみ該当)

<寺院等の納骨堂等に収蔵(埋蔵)の場合>

収蔵(埋蔵)証明書	
申請者住所	<u>市川市八幡1-1-1</u>
氏名	<u>霊園太郎</u>
遺骨からの続柄	<u>夫</u>
1. 死亡者氏名(俗名)	霊園花子
2. 死亡年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
上記 <u>霊園花子</u> 様のご遺骨を当院の納骨堂等に収蔵(埋蔵)してあることを証明します。	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
寺院名	宗教法人 △△寺
所在地	〇〇市〇〇町〇〇〇〇番地
代表役員	〇〇 〇〇 (代表者印または法人印)

注1 証明書は、縦書・横書を問いません。

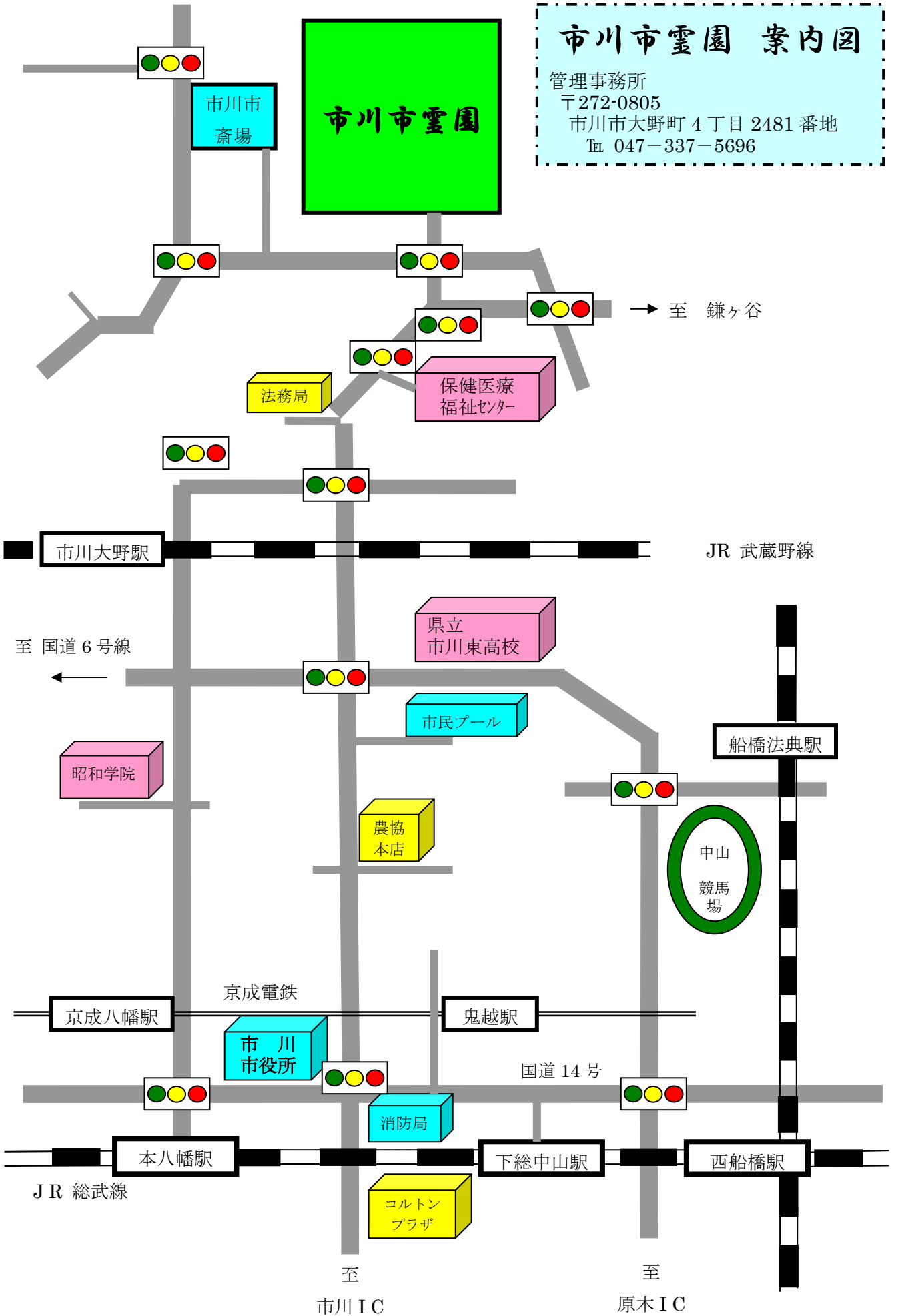
注2 死亡者氏名は戸籍上の字で正確に記入してください。

注3 ご遺骨の証明印は、登録されている代表者印・法人印または実印でなければなりません。

注4 発行証明書、ご遺骨を預けた際の領収書などでは申し込みできません。

市川市霊園 案内図

管理事務所
〒272-0805
市川市大野町4丁目2481番地
TEL 047-337-5696



交通のご案内

◎電車とバスでの来園

①JR 武蔵野線 JR本八幡駅・市川大野駅より

「市川営業所行」バスで市営霊園下車 霊園正門まで徒歩約2分
(土・日・休日は「動植物園行」で大野町4丁目下車 徒歩10分)

②JR 総武線 本八幡駅・市川駅より

「医療センター入口行」バスで終点下車 霊園正門まで徒歩約10分

③JR 総武線 下総中山駅より

「市営霊園行」バスで終点下車 霊園正門まで徒歩約2分

◎車での来園 (京葉道路の原木インターから)

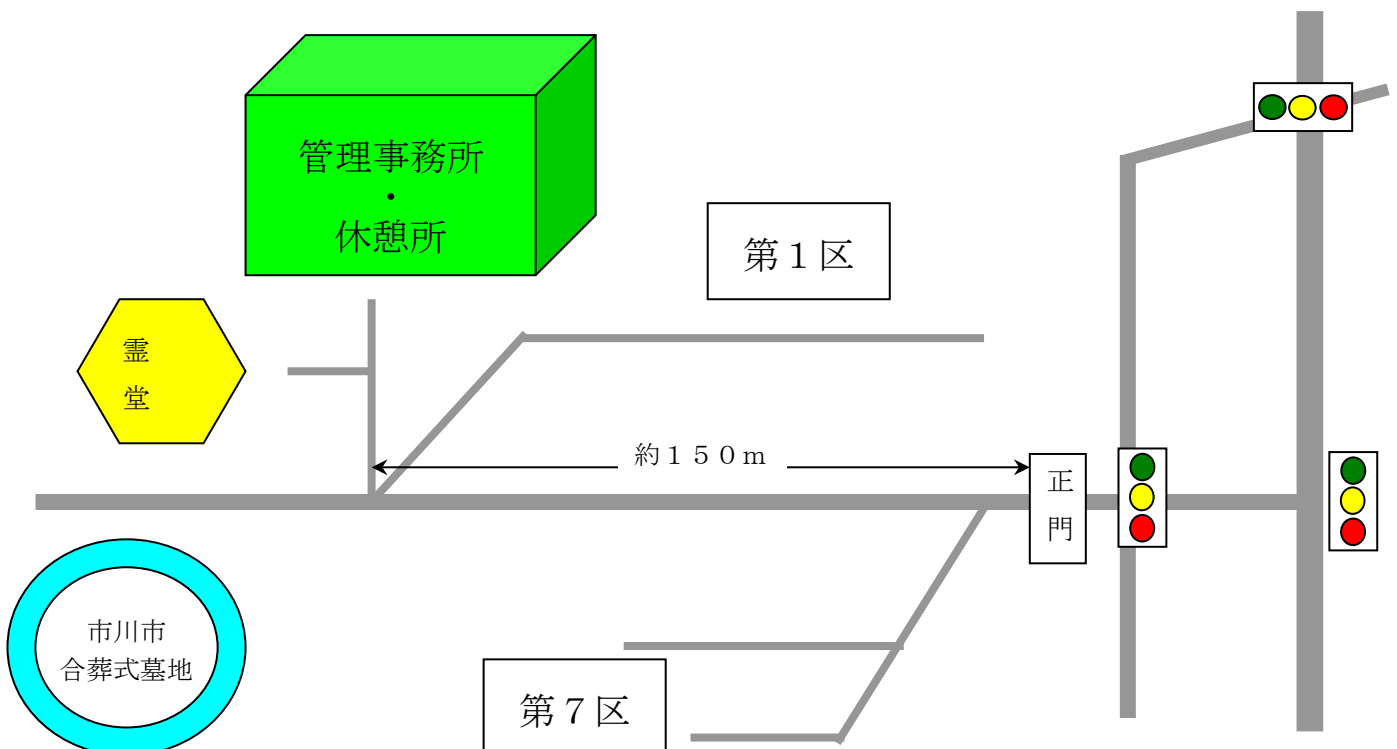
①千葉方面からはインター出口の信号を右折し、松戸方面へ直進

②東京方面からはインターを出たら、道なりに松戸方面へ直進

↓中山競馬場を右手に見て直進し、県立市川東高校(右手側)を越え、最初の信号を右折

↓道なりに直進し、市川市保健医療福祉センター(右手側)を越え、最初の信号を左折すると目の前が市川市霊園の正門

※霊園管理事務所は正門を入り、約150メートル先の右側です。



問 い 合 わ せ 先

斎場霊園管理課 霊園管理事務所

〒272-0805 市川市大野町4丁目2481番地

電話 047-337-5696 (直通)

FAX 047-303-7760